主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由 にあたらない。なお、原判決の法令の適用の部分において「刑法二五条一項」と記 載のある点については、いまだ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四八年四月一九日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	大	隅	健 -	- 郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫